官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○情報処理の促進に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく経済産業大臣が指定する半導体　一
（経済産業一二六）
○令和七年経済産業省告示第百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定するための公募の実施に関する指針　六
（同一二七）
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　一〇
（農林水産一三三九）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一三
（同一三四〇）
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度における予算使用の状況（令和六年度出納整理期間を含む。）　二
（内閣）
令和七年度第一・四半期における予算使用の状況　二三
（同）
令和七年度第一・四半期における国庫の状況　六六
（同）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二九
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・沖縄弁護士名簿登載取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　一四
会社その他　一四七
会社決算公告　一五二

法規的告示

○経済産業省告示第百二十六号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十一条第一項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する半導体を次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年九月三日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理の促進に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく経済産業大臣が指定する半導体

情報処理の促進に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく経済産業大臣が指定する半導体は、演算を行う半導体であって、面積が〇・〇一八七平方マイクロメートル以下の電子回路（六個のＧＡＡ構造のトランジスターで構成されるものに限る。）をその内部に含むものとする。

○経済産業省告示第百二十七号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十三条第一項の規定に基づき、次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年九月三日

経済産業大臣　武藤　容治

令和七年経済産業省告示第百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定するための公募の実施に関する指針

この指針は、情報処理の促進に関する法律（以下「法」という。）第六十三条第一項の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定するための公募を実施するために必要な事項を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一　公募対象半導体

公募対象半導体は、経済産業省告示第百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体とする。

第二　公募対象半導体の生産の開始に係る目標

公募対象半導体の生産の開始に係る目標は、二〇二〇年代後半に我が国において公募対象半導体の生産を開始することとする。なお、「生産を開始すること」とは、単なる試作に留まらず、顧客との継続的な取引を念頭に置いた生産を開始することをいう。

第三　公募の参加者の資格に関する基準

この指針に係る公募に応じて選定事業者になる者は、次の一及び二のいずれにも該当する者とする。

一　国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

二　次の1から4までのいずれにも該当しない者であること。

1　次の申立てがなされている者

（1）　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立て

（2）　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立て

（3）　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て

2　経済産業省により、現に指名停止措置を受けている者

3　法人税の滞納者

4　次のいずれかに該当する者

（1）　役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると認められる者